

# 質問書の回答

令和5年4月24日

業務名	水質検査業務委託(5水道委セ第4号)
-----	--------------------

		[質問事項]	[回答]	
No.	資料名	項目	内容	
1	令和5年度水道事業における水質検査業務委託特記仕様書	第3 1(2) 採水日程 採水地点の概要	(2)ア、イ、ウ ①採水日程は、各週の火曜日指定でしょうか。  ②採水箇所を平日の2日間等に分けて、ア、イ、ウの各項目を同時に採水することは可能でしょうか。	①火曜日等を指定するものではなく、委託者と受託者の協議により決定します。  ②協議により調整します。
2		第3 1(5) 採水方法等	(5)イ 2班体制とありますが、1班×2日での採水対応等は可能でしょうか。	協議により調整します。
3		第4 1(2) 検量線及び試料測定	(2)イ 一連の試料測定の最後に測定する標準液の濃度(定量下限値の2倍程度)は、濃度指定でしょうか。通知に基づいて設定した弊社SOPに記載の濃度での対応は可能でしょうか。(例:検量線の中央値付近の濃度)	検量範囲における中央値程度までであれば、支障ありません。
4		第4 1(2) 検量線及び試料測定	(2)ウ ①試料測定において、連続する10試料に対して1試料以上のブランク試料の測定は操作ブランクのことでしょうか。  ②試料測定後、必ず必要でしょうか。  ③水道法分析方法において操作ブランクの必要がない項目は、測定必要でしょうか。	①操作ブランクではなく、対象項目を含まない清浄な試料(溶媒)を入れて、キャリアオーバー等の影響がないことの確認を行うものです。  ②試料測定後の操作ブランクは不要ですが、基本的に試料全体に対して1本以上の操作ブランクは必要です。  ③操作ブランクは不要です。
5		第4 1(4) 数値の取扱い 委託項目(水質基準項目のうち34項目)  委託項目(水質管理目標設定項目(農薬類除く)のうち16項目)  委託項目(農薬類115項目のうち107項目)	(4) 別紙「委託検査項目に係る定量下限値等」を参考として数値を取り扱うとありますが、記載の定量下限値及び報告桁数は指定でしょうか。仕様書に通知を基に定量下限値表を参考とあるので、通知の基準の10分の1以下(非イオン界面活性剤除く)、農薬については100分の1以下であれば、表の定量下限でなくてよいという解釈でよいでしょうか。また、桁数が3桁になっていますが、分析方法に応じた桁数、例えば2桁での報告は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

〔質問事項〕			〔回答〕
No.	資料名	項目 内容	
6		第4 1(5) 速報値の報告  (5)イ 水質検査結果については、採水日から2週間以内に結果概要報告を行うこととありますが、農薬類等について弊社標準納期(3~4週間)にて対応させて頂くなど協議等は可能でしょうか。	基本的に2週間ですが、時間を要する項目については、協議により調整します。
7		第4 3(1) 提出書類及び提出期限等  (1)ア ①検査結果概要報告書について、各採水日から概ね2週間以内に提出することとありますが、農薬類等について弊社標準納期3~4週間)にて対応させて頂くなど協議等は可能でしょうか。  ②検査結果速報の認識でよいでしょうか。	①No. 6の回答のとおりです。  ②お見込みのとおりです。
8		(1)イ 「ア 検査結果概要報告書」の他に、試料の調整方法、定量方法、分析条件、分析日時、分析を実施した検査員、使用機器、検量線(式及び相関係数も含む)、試料及び検量線のクロマトグラム、濃度計算書、添加回収試験(実施した場合のみ)の結果資料を添付することとありますが、試料調整方法、定量方法、分析条件、使用機器は、事前に標準作業手順書の提出にて代替可能でしょうか。	標準作業手順書の提出で支障ありません。
9		(1)ウ ウ 業務完了報告書は、年度末に提出する年間まとめの認識でよいでしょうか。具体的な内容を教えてください。	お見込みのとおりです。 各回の3(1)アの検査結果概要報告書及び3(1)イの分析結果報告書を綴じ合わせたものを提出してください。
10		採水容器及び採水時の注意点〔参考〕 弊社規定(標準作業手順書記載)の採水容器で対応させて頂くことは可能でしょうか。	検査に影響のない採水容器及び採水方法であれば、支障ありません。